



## 若年性認知症と診断されました。

### 事例紹介

アルツハイマー病と診断されたAさん、再就職しましたが…

Aさん(男性)は60歳まで大企業の管理職として働き、その後、関連会社に再就職しています。管理職だった頃、部下に「同じことを何度も聞きますね」といわれました。再就職後は、電車の中に重要な書類を置き忘れたり、目的地がわからなくなるなどのエピソードがあります。専門医を受診して、アルツハイマー病と診断されたAさんは「記憶が低下していくのを何とか遅らせたい」と思い、いろいろな脳トレに挑戦しました。現在は営業職であり、会社で報告書を書くために忘れないようにと、手帳にメモをしています。奥さんは、仕事がストレスになるのなら、退職するように勧めた方がよいのかと悩んでいます。



ご本人もご家族もこれからのことが不安ですね。  
まずは、様々なことを相談できる場所を見つけましょう。

#### 医療機関のソーシャルワーカー

患者の治療や経済的問題を含めた医療や生活に関わる相談援助を行います。



#### 最寄りの地域包括支援センター

お住まいの地域にあり、専門職の人が認知症についての相談に対応します。



## これからどうしたらよいでしょう？

### 市町村の窓口

介護保険や障害者福祉制度に関する相談ができます。



### 若年性認知症コールセンター

若年性認知症に関する様々な相談について、専門の教育を受けた相談員が対応します。



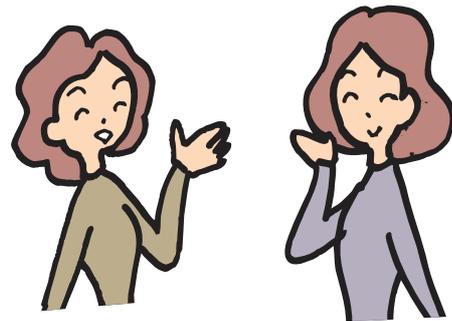
### 若年性認知症支援コーディネーター

平成29年度末までに、全国の都道府県ごとに配置され、若年性認知症やその家族の相談に応じ、適切な制度・サービスを紹介します。



### 家族会

認知症に関する様々な相談について、介護の経験がある相談員が対応します。



○鹿児島県では、若年性認知症の方やその家族が、状態に応じた適切な支援を受けられるよう、平成29年5月から認知症の人と家族の会鹿児島県支部内に「若年性認知症支援コーディネーター」を配置し、若年性認知症支援相談窓口を開設しました。

その他の相談機関、相談窓口については  
47ページ以降をご覧ください。





## 若年性認知症と診断されましたが、働ける職場はありますか？

いったん退職してしまうと再就職するのは難しい場合が多いので、できれば今いる職場で続けて働けるとよいでしょう。上司や人事担当者、産業医等と話し合い、職場の理解を得られるようにします。仕事の内容にもよりますが、配置転換をしてもらったり、障害者雇用の枠に入るといった方法\*もあります。いずれにしても早期診断がポイントで、軽度であれば、仕事を続けられる可能性があります。



\* 認知症と診断され、一定の精神障害の状態にあることが認定されると、「精神障害者保健福祉手帳」を取得できます。血管性認知症やレビー小体型認知症など身体症状がある場合は「身体障害者手帳」に該当する場合があります。これらの手帳があれば、企業の障害者雇用枠として働き続けることが可能となる場合があります。

### 企業の障害者雇用

一般企業では、労働者の2.0%以上の障害者を雇用することが義務付けられています。また、特殊法人と国・地方公共団体では2.3%、都道府県等の教育委員会では2.2%以上となっています。(※法定雇用率は平成29年6月現在のものです)



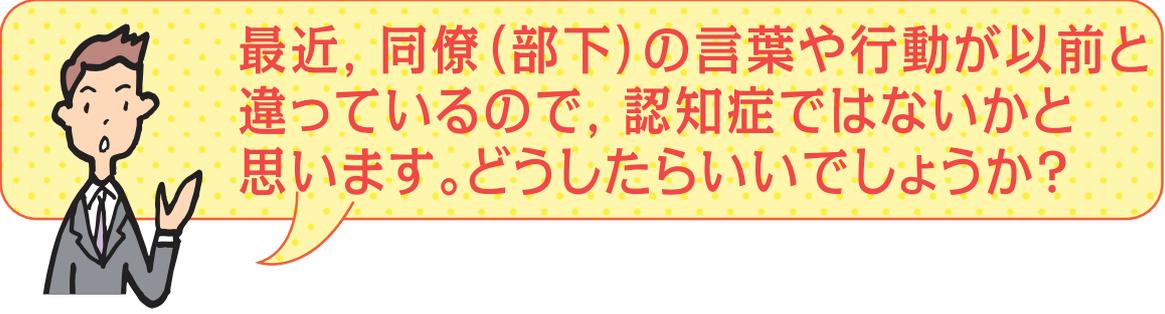
#### 身体障害者手帳

「視覚障害」「肢体不自由」「内部障害」など身体の障害があり、生活に支障をきたす場合に申請できます。障害の程度によって1級から7級まであり、1級から6級まで手帳が交付されます。一定以上の障害があり、永続すると考えられる場合に申請できます。

#### 精神障害者保健福祉手帳

認知症などの精神疾患があり、日常生活に支障をきたす場合に申請できます。障害の程度によって、1級から3級までに分けられています。医療機関に初めてかかった日(初診日)から6か月経過した後の障害の程度で決められます。





その人が信頼している上司や親しくしている同僚などから、悩み事やストレス、困ったことはないかを聞いてもらうとよいでしょう。本人に自覚症状が無いようであれば、家族に家庭での様子を聞き、受診を勧めてみる方法もあります。本人も悩んでいるかも知れませんが、本人の気持ちにも配慮し、同僚らが心配していることも伝えましょう。



職場でのサポートについては、下記の資料が参考になります。

東京都が作成した  
「若年性認知症ハンドブック—職場における若年性認知症の人への支援のために—」  
[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/zaishien/ninchishou\\_navi/torikumi/jakunen\\_handbook/jakunen\\_handbook.pdf](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/zaishien/ninchishou_navi/torikumi/jakunen_handbook/jakunen_handbook.pdf)

